

令和4年度第9回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年12月23日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和4年12月23日(金) 午後2時

出席委員 13名

1番 伊藤 正敏 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄 5番 中野 浩光

6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜 9番 鈴木 正

10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉 13番 山内 盛雄

14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 1名

2番 酒井 温司

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 宮崎 雄司

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第25号】 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 5件

(2) 報告案件について

【報告第17号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 5件

【報告第18号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 10件

2 その他

会

長

皆さん、こんにちは。

今年も残り1週間ほどを残すのみとなりました。

本格的に寒くなってまいりましたので、委員の皆さんには手洗いを徹底するなど、体調管理に十分注意してください。

では、只今から、令和4年度第9回清須市農業委員会を開催いたします。本日は2番 酒井（さかい）委員より事前に欠席の連絡がありましたので、出席者は13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は5番 中野 浩光（なかの ひろみつ）委員と6番加藤 勲（かとう いさお）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第25号】

・農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 5件

（2） 報告案件について

【報告第17号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 5件

【報告第18号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 10件

それでは、【議案第25号】 農地法第5条の規定に係る許可申請5件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案第25号 R4-17をご覧ください。

申請地は、 番で登記田・現況畑で面積は m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は資材置場です。

申請者は、_____に事務所を置き、土木工事請負業を行っている法人です。

本件は愛知県が発注する下水道管きょ布設工事（春日第5工区）を行うための資材置場および作業ヤードとして利用するための一時転用許可

申請となります。

転用場所については愛知県において選定され、土地所有者より承諾を得たため本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にあるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、一時転用ということで、特に問題はございません。

他の委員さん方で意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第25号 R4-19をご覧ください。

申請地は、_____番で記・現況ともに畑で面積は_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、本社を_____に置き、支社として_____に事業所を構え、土木工事の基礎、ボーリング調査、並びに建築の設計業務を行う法人です。

名支社には現在、従業員105名、社用車3台を所有しています。従業員の半数は主に現場仕事で毎日事務所に来ているわけではないのですが、残りの半数は事務所で仕事をしているため、駐車場は常に満車状態です。加えて、増え続けている資材を置くために駐車場を一部資材置場専用スペースとするため、新たに駐車場を確保しなければならない状況です。

支社付近は、市街化区域が近いので市街化区域内での駐車場用地を探しましたが、この近辺は既に宅地化されており、どこも利用されていま

した。

苦慮しているところ申請地所有者の承諾があり、本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にあるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤 章正委員になります。

後 藤 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第 25 号 R4-20 をご覧ください。

申請地は、_____番で登記・現況ともに畑で面積は____m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、営業所を_____に構え、産業車両、産業用機械器具、建設用機械器具のレンタル業及び建設事業を行っている法人です。

当営業所の従業員数は 32 名で、そのうちの全員が自家用車通勤ですが、全員が当敷地内の駐車場に停められる訳ではなく、数名は営業所周辺に駐車して通勤しています。

これでは、近隣住民や農作業従事者に迷惑がかかると思い、本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件も後藤章正委員の地元となりますが

後 藤 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第 25 号 R4-21 をご覧ください。

申請地は、_____番で登記・現況ともに畑で面積は____m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、_____に事務所を構え、貨物自動車運送事業を行っている法人です。

申請者は 2 t 車から 13 t 車のトラック計 20 台と社用普通車 4 台を保有しており、現在の駐車場は申請者の敷地と、関係会社の敷地内にそれぞれ状況に応じて保有車両を駐車しています。

近年、申請者の運送事業の依頼が増えたことに伴い、下請けへの依頼も増加し、敷地内は下請け他社の荷待ち用の車が利用するため、関係会社内の駐車場を多く利用している状況です。

しかし、関係会社でも事業拡大に伴う従業員の増加、増車を検討しているため、申請者が利用している駐車スペースの一部を今後は関係会社の方で利用していきたいとの打診がありました。

そのため、近辺で適当な土地を探していたところ、2 t 車 4 台と社用普通車 4 台程度を駐車できる広さの農地が見つかり、本申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に隣接する区域（目安として概ね 500m 以内）にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）－b に該当するた

め、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

後藤章委員 この案件の地元は後藤 章（ごとう あきら）委員になりますが、問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第25号 R4-22をご覧ください。

申請地は、_____番で登記・現況ともに田で面積は____m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、本社を_____に置き、_____に中部支社を構え、映像音響システムや防犯セキュリティシステムを総合的に提案している法人です。

現在、社員の駐車場は支社の道路を挟んだ東側の土地で、26台分を確保しています。

支社の社員は、現在35名でほとんどが自家用車での通勤であり、既設の駐車場も一部縦列駐車をして対処している状況です。また、支社はこの地域での営業及び工事の拠点とする方針で、来春に本社から社員10名程を派遣して増員する予定です。

こうした状況であり、縦列駐車解消と社員の増員に伴う駐車場の増設が早急に必要となったため、本申請に至りました。

土地の選定については、最初に支社の南側の隣接地を検討しましたが承諾を得られず、支社から近くの本申請地を候補とし、地主さんの承諾も得られ、周辺もすべて駐車場として利用されていることもあり、適切な場所と考え選定しました。

申請地は、駅、インターチェンジ及び市役所及びこれらに類する施設の概ね300m以内の区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）-a-（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はござい

ません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は山内委員になりますが、
山 内 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして【報告第17号】及び【報告第18号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いいたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは【報告第17号】農地法第4条第1項第8号の規定による届出から説明いたします。

番号22、_____番で登記・現況共に田です。

こちら山田委員の案件となります。

山 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 ありがとうございます。

続きまして番号23、_____番で登記田・現況宅地です。

こちら中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号24、_____番で登記田・現況宅地です。

こちら丹羽委員お願いします。

丹 羽 委 員 問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局 続きまして、番号25、_____番で登記田・現況雑種地です。

こちら中野委員お願いします。

中 野 委 員 問題ありません。
ありがとうございます。
続きまして、番号 26、_____番 で登記田・現況宅地です。
こちら渡邊推進委員お願いします。

渡 邊 推 進 委 員 問題ありません。
事 務 局 ありがとうございます。
続きまして、【報告第 18 号】農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明いたします。
番号 66、_____番、____番、____番 で 3 筆ともに登記畑・現況宅地です。
こちら日下部委員お願いします。

日 下 部 委 員 問題ありません。
ありがとうございます。
続きまして、番号 67、_____番で登記畑・現況雑種地です。
こちら後藤章委員お願いします。

後 藤 章 委 員 問題ありません。
ありがとうございます。
続きまして、番号 68、_____番 で登記・現況共に畑です。
こちら丹羽委員お願いします。

丹 羽 委 員 問題ありません。
ありがとうございます。
続きまして、番号 69、_____番 で登記・現況共に畑です。
こちら丹羽委員お願いします。

丹 羽 委 員 問題ありません。
事 務 局 ありがとうございます。
続きまして、番号 70、_____番、____番 で登記・現況共に畑です。
こちら丹羽委員お願いします。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、番号 71、_____番 で登記田・現況宅地です。
こちら渡邊推進委員お願いします。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、番号 72、_____番 で登記・現況共に田です。
こちら伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、番号 73、_____番 で登記・現況共に畑です。
こちら丹羽委員お願いします。

丹羽委員 問題ありません。
ありがとうございます。
続きまして、番号 74、_____番 で登記・現況共に田です。
こちら山田委員お願いします。

山田委員 問題ありません。
ありがとうございます。
続きまして、番号 75、_____番 で登記・現況共に畑です。
こちら伊藤委員お願いします。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
【報告第 18 号】農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
は以上となります。

会長 事務局の説明が終わりました。
以上のことについて質問などありますか。
(質問等特になし)
それでは、その他へ移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 それでは、次回の開催について確認します。
令和 5 年 1 月 25 日、水曜日、午後 2 時から、清須市役所南館 3 階

大会議室（今回と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。
以上で令和4年度第9回農業委員会を閉会します。
本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時30分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____